

令和2年4月24日

町内小中学校の保護者様

大口町教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る小中学校の
臨時休業の措置期間の延長に関するお知らせ

4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されて以降も、依然として、国内及び県内の感染者数は増え続けており、予断を許さない状況であることから、愛知県教育委員会は、県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することを決定しました。本日、市町村立学校においても、同様の対応をするよう市町村教育委員会に対して要請がありました。

愛知県下で新型コロナウイルス感染拡大が続いている現在の状況を踏まえ、本町としましては、以下のように小中学校の臨時休業措置をさらに延長することを決定しましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 臨時休業期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

2 臨時休業における対応

- ・ 休業期間延長に伴う児童生徒への学習課題や連絡は、学校ホームページ、緊急メール、郵送などの方法で、周知します。
- ・ 部活動についても、期間中休止とします。
- ・ 授業の再開は6月1日（月）を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況は不透明であるため、状況を注視して判断していきます。
- ・ 感染症の状況により、今後の対応については、随時学校から情報を発信します。
- ・ 小中学校の休業により、実施できなかった授業時間の確保のため、夏休み期間の短縮、日課の工夫、行事の精選や中止等を検討しています。
- ・ 休業期間中、自宅等で過ごすことが難しい児童の居場所確保については、継続して児童クラブで一元的に行いますが、愛知県の緊急事態宣言が解除されるまで、感染予防のため、ご家庭で過ごせる方法を講じていただき、利用自粛をお願いいたします。

（児童クラブに関する問合せ先：福祉こども課 94-1222）

3 お願い

- ・ 感染症の蔓延防止のため、不要不急の外出は控え、ご家庭でも感染症対策にご協力ください。
- ・ 毎朝の検温を行い、健康状態を十分に確認してください。
- ・ 疑われる症状がある場合、電話相談窓口【帰国者・接触者相談センター（江南保健所）0587-55-1699】へお願いします。また、学校へもご連絡ください。